

退職後の競業禁止義務 — 同業他社への転職を防ぐ誓約書作成の勘所 —

弁護士 古山 雅則

虎ノ門法律経済事務所名古屋支店

弁護士 古山 雅則



弁護士法人TLEO虎ノ門法律経済事務所
パートナー弁護士、名古屋支店支店長

経歴

- 平成20年 中央大学法学部卒業
- 平成22年 中央大学大学院法務研究科修了
- 平成23年 虎ノ門法律経済事務所入所
- 平成25年 虎ノ門法律経済事務所パートナー
名古屋支店支店長

役職等

- 平成29年～ 愛知県弁護士会労働法制委員会委員
- 令和元年～ 国の選任弁護士（国の訴訟代理人/主に労災事件）
- 令和2年～ 愛知県病院事業庁公益通報外部窓口
- 令和4年～ 公益財団法人古山奨学財団代表理事

本セミナーの目的

退職後の競業避止義務 01

誓約書作成の勘所 02

違反を防ぐ3つの抑止力 03

実効性ある競業避止義務を課すための実践的手引き

01 退職後の競業避止義務

01 退職後の競業避止義務

01 最近の報道から

- 「営業秘密侵害、昨年は最多」 2023.3.24日経朝刊
 - 2022年に全国の警察が摘発した企業情報の持ち出しなどの営業秘密侵害事件は、前年に比べ6件増の29件で、統計を取り始めた13年以降で最多・・・
 - 営業秘密侵害事件の増加は、雇用が流動化して転職が一般的になったことが背景にあるとみられる。
- 「かっぱ寿司元社長、営業秘密持ち出し認める」 2022.12.22日経.com
 - 田辺元社長は、はま寿司の親会社のゼンショーホールディングスに在籍していた20年6月ごろ、上司への不満から転職を考えるようになった。カッパ社への採用が内定していた同年8月下旬、はま寿司の社員に同社の仕入れや原価に関するデータを送るよう依頼して取り寄せたという。

01 在職中の競業避止義務

■ 労働者の誠実義務

■ 労働契約法3条4項

「労働者及び使用者は、労働契約を遵守するとともに、信義に従い誠実に、権利を行使し、及び義務を履行しなければならない。」

- 労働契約上の特約の有無にかかわらず、**労働者は信義則に基づいて競業避止義務を負っている**
- 在職中の競業避止義務違反は認められやすい

■ 副業・兼業の自由と競業避止義務

- 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」H30.1厚労省策定
- 副業・兼業に対する不当な制限は不可
- 競業により自社の利益が害される場合は禁止ないし制限が可能

01 退職後の競業避止義務

■ 退職 = 雇用契約の終了

- 雇用契約関係がなくなるため、労働者は使用者に対して当然に競業避止義務を負うものではない。
 - 労働契約上の特約がなければ競業避止義務を負わせられない
 - 就業規則の定め、誓約書、合意書などが必要

■ 労働者の自由に対する拘束

- 労働者は、企業及び労働契約の目的上必要かつ合理的な範囲内でのみ企業秩序に服するものであって、企業の一般的な支配に服するものではない（富士重工業事件-最判昭52-12-13）
- 使用者による労働者の人格や自由に対する拘束は、事業遂行上必要かつ相当な範囲内でのみ許される

01 職業選択の自由（憲法22条1項）との衡量

■ 奈良地判昭和45年10月23日判時624号78頁

- 被用者に対し、退職後特定の職業につくことを禁ずるいわゆる競業禁止の特約は経済的弱者である被用者から生計の道を奪い、その生存をおびやかす虞れがあると同時に被用者の職業選択の自由を制限し、又競争の制限による不当な独占の発生する虞れ等を伴うからその特約締結につき合理的な事情の存在することの立証がないときは一応営業の自由に対する干渉とみなされ、特にその特約が単に競争者の排除、抑制を目的とする場合には、公序良俗に反し無効である

■ 東京地決平成7年10月16日労判690号75頁

- 労働者は、労働契約に付随する義務として使用者の事業目的に反しその利益を損なう競業行為を行ってはならない義務（競業避止義務）を負うが、労働契約終了後は、職業選択の自由の行使として競業行為であってもこれを行うことができるのが原則であり、労働契約終了後まで右競業避止義務を当然に一般的に負うものではない。
- 競業避止義務を合意により創出する場合には、労働者は、もともとそのような義務がないにもかかわらず、専ら使用者の利益確保のために特約により退職後の競業避止義務を負担するのであるから、使用者が確保しようとする利益に照らし、競業行為の禁止の内容が必要最小限度にとどまっております、かつ、十分な代償措置を執っていることを要する